

【京都市】文化財所有者負担軽減に係る基礎調査業務における質問及び回答（募集要項）

番号	質問内容	回答
2 (1) ウ・エ	企画提案書には別紙として提案内容を補足する資料を添付してもよい か。	構いません。
	企画提案書は原則としてA4横書きとし、とあるが、A3サイズを折り込む ことは可能か。	可能です。
	様式2「企画提案書（表紙）」及び見積書は押印不要か。	押印不要です。 ただし、押印の無い見積書をご提出される場合には、見 積書にご担当者の氏名及びご連絡先をご記入のうえ、ご 提出願います。

【京都市】文化財所有者負担軽減に係る基礎調査業務における質問及び回答（仕様書）

番号	質問内容	回答
4 (1) ア	「文化財修理に係る補助金以外の支援施策及びその考え方（5市町村以上）」について。	
	「文化財修理」とは、有形文化財（建造物・工芸品・絵画・書籍等）すべてを対象とし、その調査・設計・施工・修復・記録までを含む包括的プロセスのことで、単に建造物の修理だけではないと理解してよいか。	お見込みの通りです。
	補助金とは国または地方自治体による補助金をさし、「補助金以外」とは、低利融資や寄付金のマッチングなどの補助金以外の財政的支援と、財政的支援以外の支援を含むと考えればよいか。	お見込みの通りです。
	「5市町村以上」は全国の市町村から抽出するのか。抽出する場合、何を基準に抽出すればいいのか。	京都市を除く政令市及び近畿圏内の中核市への照会内容に補助金以外の支援施策を含めることを想定しているが、予算の範囲内において、貴社の基準（文化財数、補助金額、人口など）を示したうえでこの他の自治体に照会することを制限するものではありません。
	文化財修理に係る補助金の補助率の嵩上げ及び補助上限の撤廃等における「嵩上げ」とはどのような基準に対する嵩上げを指すのか。	各自治体において、文化財の修理補助として1／2の補助率を上回るものを嵩上げしているものと取り扱います。
	未指定文化財に対する支援施策について、財政的支援・非財政的支援の両方の支援施策という理解でよいか。	お見込みの通りです。

【京都市】文化財所有者負担軽減に係る基礎調査業務における質問及び回答（仕様書）

番号	質問内容	回答
4 (1) イ	文化財専門修理事業育成に係る補助金の交付、市町村等と連携した事業又は独自事業の実施（国立博物館に付随する修理機能、文化財に係る研究所及びセンターを有する市町村等（別紙参照））の内容について	
	文化財専門修理事業育成に係る補助金の交付は、国または地方自治体による文化財専門修理事業者の育成に関連する補助金の現状について調査するという理解でよいか。	お見込みの通りです。
	市町村等と連携した事業又は独自事業の実施については、文化財修理事業者の育成や事業者への支援に関して、別紙の国立博物館に付随する修理機能や文化財に係る研究所及びセンターが、これらの機関が所在する市町村等と連携した事業や、国立博物館や文化財研究所・センターによる独自事業の現状について調査するという理解でよいか。	お見込みの通りです。